入団時の個人番号(マイナンバー)制度に伴う個人番号の提供について

令和５年１０月

消防本部警防課

個人番号(マイナンバー)制度に伴う個人番号の提供について、出動報酬の支払いに伴い、本市における個人番号関係事務に利用するため、入団時に個人番号を提供いただいているところですが、提出方法について統一いたします。

つきましては、別紙「個人番号報告書」にて提出いただきますとともに、個人番号を取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行うことが番号法により規定されておりますことから、提出に際しては下記の２通りの提出方法に統一いたしますので御留意くださるようよろしくお願いします。

１　消防本部にて「個人番号報告書」を直接提出される場合は、「番号確認書類」及び「身元確認書類」を持参してください。

２　郵送にて「個人番号報告書」を提出される場合は、確認書類一覧の「番号確認書類」及び「身元確認書類」の写しを同封して、送付してください

※総合支所または各地域交流センターを通しての逓送便は不可とします。

※郵送の代金（封筒代・切手代・印刷費等）については山口市消防団活性化助成金「分団管理に関する事業」内での申請をお願いします。